

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社は、DM 制作および Web 制作において培った知見を活かし、協力パートナーとともに制作手法や業務プロセスの改善に取り組むことで、互いの強みを活かした共創型の制作体制を推進します。

印刷会社・発送業者・ライター・エンジニアなどから得られる実務的、専門的な知見を制作プロセスに反映し、品質向上や業務の円滑化につながる取り組みを継続して行います。

こうした協働によって、当社と協力パートナーがともに発展できる基盤づくりを目指します。

b. IT 実装支援

当社は、Web 制作におけるノーコード技術や、業務効率化を支える各種 IT ツールの活用を進め、制作工程やデータ管理の改善に取り組みます。また、協力パートナーとのコミュニケーションやデータの受け渡しにおいて IT ツールを活用し、必要に応じてノウハウや運用方法の情報共有を行うことで、安全かつ効率的な業務遂行と、パートナーの負担軽減に努めます。

c. 専門人材マッチング

当社は、Web 制作において高度な専門性が必要となる場合、外部エンジニア等の専門人材と適切に連携します。

具体的な要件等を共有し、協力パートナーとの業務負担の平準化と成果物の品質向上につなげ、持続可能な制作体制を構築します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月22日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社スルーパス 代表取締役 相澤孝仁
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。